

2020 年度

APEC エンジニア
(建築構造技術者)

登録の更新審査申請案内書

APEC エンジニア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル TEL 03 (6261) 3310

APEC エンジニアの審査は、「APEC^{*1} エンジニア協定^{*2}」及び APEC エンジニア審査説明書 (Rev.7.0) (APEC エンジニア・モニタリング委員会^{*3} (以下、「モニタリング委員会」という。) 作成) に基づいて行われます。

APEC エンジニアの Structural (構造) 分野のうち建築構造技術者に対する新規登録及び登録の更新の審査の実施に関する事務は、前述の審査説明書に基づき、モニタリング委員会から委託を受けた APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会^{*4} (以下、「建築エンジニア資格委員会」という。) (事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター (以下、「センター」という。)) が行います。審査の結果に関する国内の最終決定権は、モニタリング委員会にあります。

Structural 分野のうち建築構造技術者の審査申請に関して不明な点は、建築エンジニア資格委員会事務局 (センター本部 企画部) へお問合せ下さい。

<注釈>

- *1. APEC : アジア太平洋経済協力会議。日・米・中・韓・ASEAN(東南アジア諸国連合) 各国などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して 1989 年設立。
- *2. APEC エンジニア協定 : APEC エンジニアの登録について、APEC エンジニア協定総会が決定し、IEA コンピテンス協定 (IEA Competence Agreements) の一部として取りまとめたもの。IEA コンピテンス協定とは、従来の APEC エンジニア・マニュアル、EMF 定款等を 1 つの文書として再編成したもので、APEC エンジニア協定、IPEA 国際エンジニア協定等を含む。IEA とは International Engineering Alliance の略で、APEC エンジニアなど資格の協定 3 本とワシントン協定などエンジニアリング教育認定の協定 3 本で構成されるエンジニアリング関係の国際連合。
- *3. APEC エンジニア・モニタリング委員会 : APEC エンジニアの審査・登録等を行うため、関係 12 省庁 (現関係 9 省 (総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。)) の申し合わせに基づき設立された委員会。(事務局 : 公益社団法人日本技術士会)
- *4. APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会 : 建築に関する学識経験者及び建築職能団体等により構成される委員会。

目 次

1. APEC エンジニアの登録の更新について	4
2. 今回の更新審査の対象者	4
3. 更新の審査	4
(1) 審査の内容	4
(2) 審査方法	4
4. 更新審査の申請	
(1) 申請に必要な書類等	5
(2) 更新審査申請書等の受付	5
5. 更新審査・登録手数料	6
6. 更新審査の結果発表	6
7. 登録の有効期間	6
8. 遡及更新登録	6
9. 再登録	7
10. 登録者名簿	7
11. 問合せ先一覧	7

1. APEC エンジニアの登録の更新について

APEC エンジニアの7要件の中には、「継続的な専門能力開発*を満足すべきレベルで実施していること」があります。

そのため、APEC エンジニアであり続けるためには、一定期間毎にその要件を満たすことを確認するため、登録の更新申請が必要とされています。また、その際には、一級建築士として有効に登録されていることを合わせて確認します。

具体的な、申請方法については、以下をご覧ください。

*継続的な専門能力開発とは、CPD (Continuing Professional Development) と呼ばれており、詳細については、別紙の『APEC エンジニア (建築構造技術者) 申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

なお、APEC エンジニアは、新規登録時に「建築 CPD 情報提供制度」に自動的（不参加を希望された方を除く）に参加登録されますが、APEC エンジニアとしての登録が失効した場合は「建築 CPD 情報提供制度」の参加登録は無効となります。（ただし、CPD 情報システムは引き続き利用可能であり、APEC エンジニアとしての登録が失効している方が CPD の記録を行うことは可能です。）

2. 今回の更新審査の対象者

- ①有効期限が 2021 年 3 月 31 日で、登録の更新の申請をされる方
- ②有効期限が 2020 年 3 月 31 日で、遡及更新登録*の申請をされる方 (登録が失効してから 1 年未満の方)
- ③有効期限が 2020 年 3 月 31 日以前で、再登録の申請*をされる方

※ 遡及更新登録及び再登録の詳細は、「8.遡及更新登録」及び「9.再登録」をご覧ください。

なお、更新申請時に建築士の免許の取消し、もしくは業務停止を受けている場合は、申請できません。

3. 更新の審査

(1) 審査の内容

APEC エンジニアの登録の更新審査は、主に APEC エンジニア登録の有効期間満了までの CPD 実施状況について行います。具体的には、以下のことを審査することになります。（時間はいずれも「重み付け係数」を考慮した時間、以下同じ。）

- ・「登録の更新」又は「再登録」を申請の場合（上記 2.の①又は③）は、「APEC エンジニア登録の更新又は再登録審査申請時より遡った 5 年間*に 250 時間以上の CPD を実施していること」
- ・「遡及更新登録」を申請の場合（上記 2.の②）は、「APEC エンジニア登録の更新審査申請時より遡った 6 年間*に 300 時間以上の CPD を実施していること」

その他、一級建築士として有効に登録されていることを確認します。

CPD の詳細につきましては、別紙『APEC エンジニア (建築構造技術者) 申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

※ 審査申請時より遡った 5 又は 6 年間の具体的な期間は、2020 年度更新審査の場合、以下のとおりになります。

登録の更新又は再登録の場合：2015 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日（5 年間）

遡及更新登録の場合：2014 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日（6 年間）

(2) 審査方法

(書類審査)

申請者自身で作成した CPD 記録及びその他更新審査申請書類について建築エンジニア資格委員会に提出した審査申請書をもとに審査を行います。

(面接審査)

書類審査の結果、面接が必要とされた方のみに対して行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたします。（面接は原則として東京で行う予定です。）

4. 更新審査の申請

(1) 申請に必要な書類等

①-1 登録の更新審査の申請をされる方

APEC エンジニア（建築構造技術者）2020 年度更新の審査及び登録申請書（同封しているもの）

①-2 遡及更新登録又は再登録審査の申請をされる方

APEC エンジニア（建築構造技術者）遡及登録更新または再登録の審査及び登録申請書

（当センターホームページに掲載している PDF ファイルをダウンロードし、A4 サイズの用紙に両面印刷をしたもの）

② 「CPD 情報システム」に入力された CPD 記録

審査対象 CPD 記録は、2020 年 11 月 30 日（月）までに CPD 情報システムに入力されたものとなります。CPD 様式の郵送は不要です。

なお、CPD プログラムの実施対象期間は、「3.更新の審査（1）審査の内容」をご覧ください。

③ 業務経歴書（当センターホームページからダウンロードした Excel ファイルに入力し、A4 サイズの用紙に出力したもの）

④ 写真（縦 4.0cm×横 3.0 cm） 1 枚

- ・無帽、無背景、正面上 3 分身を写した証明写真（カラーコピー不可）
- ・最近 3 ヶ月以内に撮影したもの
- ・写真の裏面に氏名を記入し、「更新の審査及び登録申請書」又は「遡及更新登録」または「再登録」の審査及び登録申請書の裏面の所定欄に貼付して下さい。

⑤ 振替払込請求書兼受領証のコピー（受付局日附印が受付期間中のもの）

更新審査・登録手数料（11,000 円（消費税込））をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、必ず個人別に郵便局の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証のコピーを書類と共に同封して下さい。なお、振替払込請求書兼受領証は更新審査・登録手数料の返還が必要になった場合に使用しますので、申請者自身で適宜保管して下さい。

なお、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

⑥ 一級建築士の免許証若しくは免許証明書の写し（各都道府県の建築士会で、最近 2 ヶ月以内に**原本照合**を受けたもの）又は**建築士登録証明書**（公益社団法人日本建築士会連合会で、最近 2 カ月以内に**発行した**もの）

* 原本照合の手続きは有料です。詳しい手続き等については公益社団法人日本建築士会連合会又は各都道府県の建築士会にお問い合わせ下さい。

* 建築士登録証明書の発行は有料です。詳しい手続き等については公益社団法人日本建築士会連合会のホームページ (<http://www.kenchikushikai.or.jp/>) をご確認ください。

⑦ JSCA 建築構造士の登録証の写し（JSCA 建築構造士の登録有効年月日が記載されている免許証サイズのもの）（JSCA 建築構造士の場合のみ）

⑧ 構造設計一級建築士の登録証の写し（構造設計一級建築士の交付番号が記載されている免許証サイズのもの）（構造設計一級建築士の場合のみ）

上記⑥において、建築士登録証明書を提出される方は不要です。

(注意) 申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に資格委員会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、締切日以降の審査期間中における申請者自身による修正の申出は受けられません。

なお、申請のために提出された書類については、返却には応じられません。

(2) 更新審査申請書等の受付

<上記①及び③～⑧の書類>

受付期間：2020 年 10 月 1 日（木）～11 月 30 日（月）（消印有効）

受付場所：APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局

（公益財団法人建築技術教育普及センター本部 企画部）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

申請方法：(1) に示す書類（①及び③～⑧）を角 2 封筒（A4 サイズの用紙が入るもの）を使用し、簡易書留により上記受付場所へ郵送で申請して下さい。（普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねます。）

なお、2 人分の以上の申請書等の同封郵送及び直接持参はご遠慮下さい。

<上記②の書類>

登録の更新に必要な対象期間の CPD を 2020 年 11 月 30 日（月）までに「CPD 情報システム」に入力して下さい。CPD 様式の郵送は不要です。

申請方法については、別紙の『APEC エンジニア（建築構造技術者）申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』「6. CPD の記録と保管」及び「7. CPD の認否実例・注意事項等」をご覧下さい。

5. 更新審査・登録手数料

更新審査・登録手数料 11,000 円（うち、消費税額 1,000 円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額を下記口座に払い込んで下さい。

なお、一旦収納した更新審査・登録手数料については、登録に至らなかった場合、更新の審査に係る手数料を除いた金額を返還いたします。

口座番号 00140-2-184032

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

6. 更新審査の結果発表

2021 年 3 月下旬

審査の結果にかかわらず全員に通知書を郵送します。また、要件を満たしていると認められた方については、新たな APEC エンジニア登録証を交付し、通知書とともに送付します。

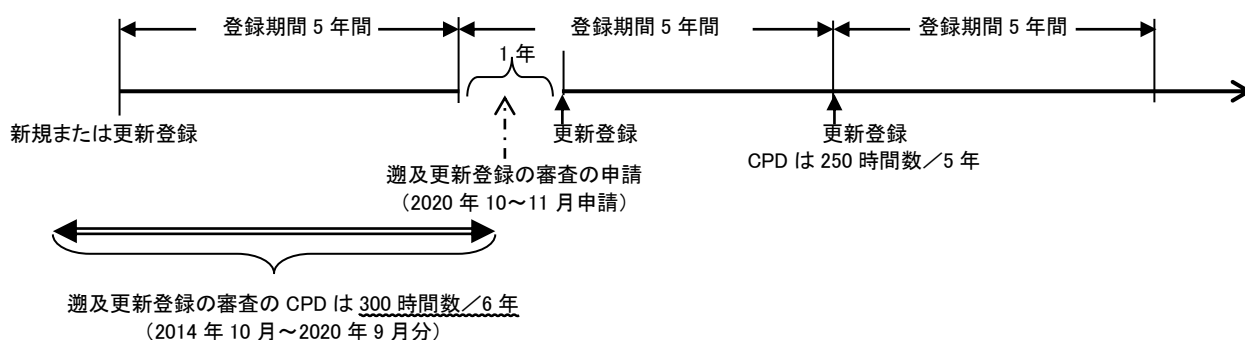
7. 登録の有効期間

登録の有効期間は登録日より 5 年間を基本とします。

今回（2020 年度）に更新される方は、有効期間が 2026 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。更新登録の有効期限は、登録証に明記されます。

8. 遡及更新登録

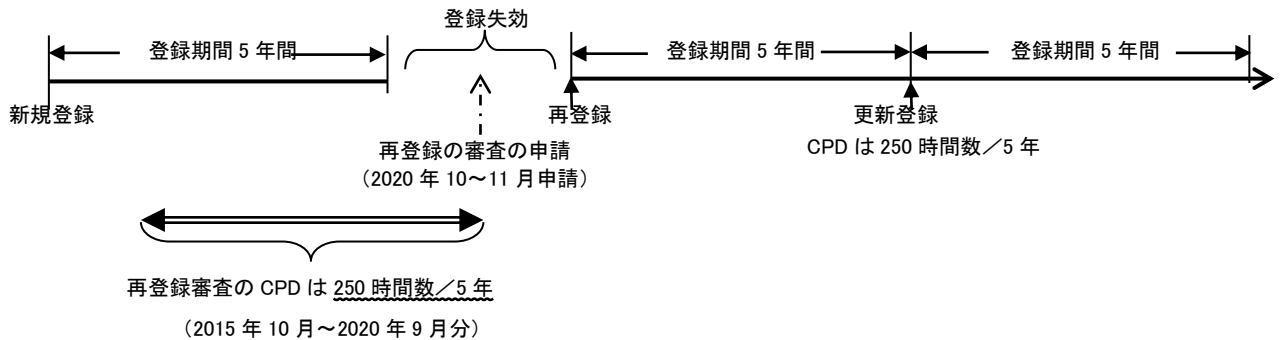
登録の更新審査申請時より遡った 5 年間に、CPD 時間数が要件の 250 時間数に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため、登録が失効します。ただし、失効後 1 年以内に過去 6 年間で 300 時間数以上の CPD 実施記録を添えて申請を行い、更新審査を受け要件を満たしたと判断された方に限っては、継続して登録を受けることができます。（この場合、更新登録を受けるまでの 1 年間は APEC エンジニア名称の使用はできません。登録更新後の登録日及び登録番号は、従前のままとなります。）



9.再登録

登録が失効した方が再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査申請時より遡った5年間にCPD時間数が250時間数を満たすことによって再度登録することができます。この場合の手続きは通常の更新審査申請と同様になります。(この場合、再登録を受けるまでの間はAPECエンジニア名称の使用はできません。また、再登録後の登録番号は従前のままとなりますが、登録日は新たに付与され、従前のものは使用できなくなります。ただし、登録証には、新規登録審査時期を明確にするため、初回登録日と再登録日が記載されます。)

なお、失効期間が1年以内の方については、「8. 遡及更新登録」、「9. 再登録」のいずれかを選択することができます。どちらに基づく登録を希望するか意思表示をお願いします。



10. 登録者名簿

関係機関の問い合わせ等があった場合、APEC エンジニア・モニタリング委員会が管理する APEC エンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問い合わせがあった場合、建築構造技術者の分については当センターが、登録者の登録番号、氏名、現住所(市町村名)について開示します。

予めご了承ください。

11. 問合せ先一覧

(1) Structural (構造) のうち建築構造技術者の審査・登録に関する問合せ

公益財団法人建築技術教育普及センター (APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 電話 03 (6261) 3310 (代表)

URL <http://www.jaic.or.jp/>

(2) 一級建築士免許証若しくは免許証明書の原本照合又は建築士登録証明書に関する問合せ

公益社団法人日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 電話 03 (3456) 2061

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

(3) JSCA 建築構造士に関する問合せ

一般社団法人日本建築構造技術者協会

〒102-0073 東京都千代田区三番町 24 林三番町ビル 電話 03 (3262) 8498

URL <http://www.jsca.or.jp/>

(4) 構造設計一級建築士に関する問合せ

公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 電話 03 (6261) 3310 (代表)

URL <https://www.jaic.or.jp/>

なお、Structural (構造) のうち建築構造以外の分野及びその他の分野の審査・登録については、公益社団法人日本技術士会 (〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 電話 03 (3459) 1331) にお問合せ下さい。